

まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和7年6月23・24日開催分)

○付託議案審査 2件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
都市基盤 整備部	1	区の義務に属する損害賠償の額の決定について	1	神保 地域基盤整備第三課長
環境部 資源	2	区の義務に属する損害賠償の額の決定について	1	岡本 蒲田清掃事務所長

○外郭団体の経営状況報告 3件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり 推進部	1	株式会社大田まちづくり公社の経営状況報告について	1	深川 都市計画課長
鉄道・都市 づくり部	2	羽田エアポートライン株式会社の経営状況報告について	1	首藤 新空港線・沿線整備担当課長
環境部 資源	3	一般財団法人大田区環境公社の経営状況報告について	2	柞木 環境政策課長

○補正予算案の説明 1件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
都市基盤 整備部	1	令和7年度大田区一般会計補正予算（第2次）案について		中村 都市基盤管理課長

○所管事務報告 5 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	令和7年度公園3か所の都市計画決定における住民説明会の開催について	2	西山 まちづくり計画調整担当課長
鉄道・都市づくり部	2	「京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画原案説明会」の開催報告について	2	藏方 拠点整備第二担当課長
都市基盤整備部	3	令和7年度大田区・第二消防方面合同水防訓練の実施報告について	2	中村 都市基盤管理課長
	4	大田区橋梁長寿命化修繕計画及び大田区橋梁耐震整備計画の改定（案）について	3	中村 都市基盤管理課長
	5	区立公園での花火利用の試行実施について	4	小泉 公園課長

第 102 号議案

まちづくり環境委員会
令和7年6月 23・24 日

都市基盤整備部 資料1番

所管 地域基盤整備第三課

第 102 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

区道上の設置物転倒による負傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

1 概要

平成 27 年 3 月 11 日午後 2 時 30 分頃、北嶺町 37 番 13 号先の区道上において、区が設置した放置自転車禁止看板付きバリケードが突風にあおられ、歩行中の相手方に倒れ掛かったため、相手方が転倒し、右大腿骨頸部骨折の負傷をした。事故後、相手方が認知症にり患していることが判明し、親族の協力を得て、相手方と損害賠償に係る交渉を継続していたところ、令和 6 年 10 月 7 日に相手方が死亡し、相手方の相続人 7 人のうち 6 人が損害賠償を請求した。

2 賠償金額

金 272 万 5,042 円

(提案理由)

区道上の設置物転倒による負傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、この案を提出する。

株式会社大田まちづくり公社の経営状況報告について

1 経営状況（令和 6 年度）

単位：円

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	234, 015, 157
			固 定 資 産 計	4, 903, 520, 788
			資 産 合 計	5, 137, 535, 945
	負 債		流 動 負 債	60, 029, 020
			固 定 負 債	4, 848, 120, 899
			負 債 合 計	4, 908, 149, 919
	純 資 産		純資産合計	229, 386, 026 (当期純利益 17, 313, 024)
損益計算書	経常損益	営 業	売 上 高	351, 120, 799
			売 上 原 価	171, 370, 877
			販売費及び一般管理費	157, 667, 326
			営 業 利 益	22, 082, 596
		営業外	営業外収益	184, 279
			営業外費用	0
		経 常 利 益		22, 266, 875
	特 別	特 別 利 益	454, 501, 264	
		特 別 損 失	453, 496, 615	
	税引前当期純利益			23, 271, 524
	法 人 税 等			5, 958, 500
	当期純利益			17, 313, 024

2 主な事業報告（令和 6 年度）

- (1) 大田区高齢者住宅の指定管理者事業 144,007千円
(高齢者住宅 563 戸の施設・入居者・危機管理業務)
- (2) 自転車駐車場管理事業 83,953千円
区営有料制自転車等駐車場業務
(アロマ地下自転車駐車場他 5 箇所の管理業務)
- (3) 羽田事業 42,778千円
(「HANEDA×Pi0」施設維持及び入居者対応)
- (4) まちづくり関連事業 41,383千円
住宅相談事務等に係る業務委託

(次頁へ続く)

3 主な事業計画（令和7年度）

- (1) 大田区高齢者住宅の指定管理者事業 141,954千円
(高齢者住宅563戸の施設・入居者・危機管理業務)
- (2) 自転車駐車場管理事業 87,130千円
区営有料制自転車等駐車場業務
(アロマ地下自転車駐車場他5箇所の管理業務)
- (3) 羽田事業 41,746千円
〔「HANEDA×Pi0」施設維持及び入居者対応〕
- (4) まちづくり関連事業 42,549千円
住宅相談事務等に係る業務委託

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
取締役	相 川 英 昭 (令和7年5月30日就任)	北 見 公 秀 (令和7年5月30日退任)

羽田エアポートライン株式会社の経営状況報告について

1 経営状況（令和6年度）

単位：円

貸借対照表	資 産		流 動 資 産	180,319,545
			固 定 資 産	2,787,124
			資 産 合 計	183,106,669
	負 債		流 動 負 債	17,810,505
			固 定 負 債	—
			負 債 合 計	17,810,505
	純 資 産		純資産合計	165,296,164 (当期純損失56,777,942)

損益計算書	経常損益	営 業	売 上 高	—
			売上原価	—
			販売費及び一般管理費	53,577,592
			営 業 損 失	53,577,592
		営業外	営業外収益	—
			営業外費用	1,361,650
		経 常 損 失		54,939,242
	特 別	特別利益	—	
		特別損失	—	
	税引前当期純損失			54,939,242
	法 人 税 等			1,838,700
	当期純損失			56,777,942

2 主な事業報告（令和6年度）

（1）事業計画の深度化

- ・国の令和7年度予算に新空港線整備に関する額が計上（令和7年3月31日に予算成立）
- ・令和7年1月17日に都市鉄道等利便増進法に基づく整備構想を申請（令和7年4月4日に認定）

（2）外部への情報発信

- ・大田区内地域イベントに引き続き参加するとともに、ホームページのお知らせ更新等による新空港線に対する機運の醸成

3 主な事業計画（令和7年度）

- （1）都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上計画の策定・申請・認定
- （2）都市計画決定及び環境影響評価手続きを関係機関と連携し推進

4 その他

役員等の就任について

職 名	役員氏名 (就任日)
代表取締役 社 長	玉 川 一 二 (令和4年10月14日就任)
取 締 役 常 務	荒 井 昭 二 (令和5年1月1日就任)
取 締 役 常 務	野 川 達 也 (令和7年6月1日就任)
監 査 役	森 智 雄 (令和5年10月1日就任)
監 査 役	池 田 中 (令和6年4月1日就任)

一般財団法人 大田区環境公社の経営状況報告について

1 経営状況（令和6年度）

(円)

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	1 8 7, 5 3 1, 1 4 7
			固 定 資 産 計	4, 2 5 6, 1 8 8
			資 産 合 計	1 9 1, 7 8 7, 3 3 5
	負 債		流 動 負 債	1 8 5, 3 7 3, 3 8 5
			固 定 負 債	0
			負 債 合 計	1 8 5, 3 7 3, 3 8 5
	正味財産		正味財産合計	6, 4 1 3, 9 5 0 (当期増減額△ 3 7 4, 1 9 7)

増減計算書 正味財産	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	7 1 7, 0 0 5, 5 0 6
			経 常 費 用 計	7 1 7, 3 0 9, 7 0 3
			当期経常増減額	△ 3 0 4, 1 9 7
		経常外	当期経常外増減額	0
		当期一般正味財産増減額		△ 3 7 4, 1 9 7
	当期指定正味財産増減額			0
	当期正味財産増減額			△ 3 7 4, 1 9 7

2 主な事業報告（令和6年度）

○ 一般廃棄物の収集及び中継業務（定款第4条第1号関係）

・ 可燃ごみ収集業務

実績 43,955.01 t 日量 141.79 t

・ 粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務

自己持込受入 月曜日から土曜日 6,646 件（23 件/日）

日曜日 10,675 件（213 件/日）

粗大ごみ分別・積替え 3,393.09 t（10.8 t/日）

○粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申告受付業務

《 申告等受付件数 》

	電話受付	Web 受付	電話相談
年間合計	136,392 件	263,085 件	28,211 件

○資源持ち去り防止パトロール業務

《 パトロールにおける指導実績 》

	指導内容			
	口頭注意	チラシ配付	通知書交付	シール貼付
年間合計	39 件	390 件	295 件	10,580 件

実施日は、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）を除く毎日

○田園調布本部（調布清掃事業庁舎）における窓口業務

《 主な実績 》

	防鳥用ネットの貸し出し	
	大	小
年間合計	116 枚	209 枚

○食品ロス削減に関する普及啓発等業務

- （１）食品ロス削減に係る出前授業等（区内小中学校：7校、518名等）
- （２）大田区食べきり応援団の管理業務（加盟店舗数59件）
- （３）地産地消型未利用食品マッチング受付業務（1件：1社）
- （４）食品ロス削減月間における普及啓発
- （５）食品ロス削減事業に関する調査

3 主な事業計画（令和7年度）

○一般廃棄物の収集及び中継業務（定款第4条第1号関係）

・可燃ごみ収集業務

計画量 42,600 t 日量 137.0 t

・粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申告受付業務

想定受付件数	約 410,000 件/年	【内訳】電話受付：約 140,000 件/年 インターネット：約 270,000 件/年
--------	---------------	---

・粗大ごみ受入業務

収集地域	計画量
大森清掃事務所管内	1,385 t（日量：4.5 t）
蒲田清掃事務所（調布地区）管内	1,289 t（日量：4.2 t）
自己持込（環境資源センター受入）	月～土曜日 6,850 件 日曜日 15,300 件

・粗大ごみ分別・積替業務

《 資源化想定量 》

分 類	想定量
小型家電	306 t
その他鉄類	464 t
プラスチック	50 t
羽毛布団	2, 220 枚
自転車	6, 900 台

○食品ロス削減に関する普及啓発等業務

- (１) 区内小中学生及び区民を対象とした食品ロス削減に係る出前授業等
- (２) 大田区食べきり応援団の管理業務
- (３) 未利用食品の有効活用に関する支援事業
- (４) 食品ロス削減月間における普及啓発
- (５) 食品ロス削減事業に関する調査業務

４ その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（辞任日等）
理 事	鈴木 英明 (令和 6 年 7 月 12 日就任)	三木 伸良 (令和 6 年 7 月 2 日辞任)
監 事	小泉 貴一 (令和 7 年 4 月 1 日就任)	杉村 由美 (令和 7 年 3 月 31 日辞任)
監 事	大川 晶生 (令和 7 年 5 月 19 日就任)	鳥海 美穂 (令和 7 年 5 月 18 日辞任)
評議員	高瀬 三徳 (令和 6 年 7 月 5 日就任)	馬橋 靖世 (令和 6 年 5 月 27 日辞任)
評議員	秋成 靖 (令和 6 年 7 月 5 日就任)	松本 洋之 (令和 6 年 5 月 27 日辞任)
評議員	梅崎 修二 (令和 7 年 4 月 1 日就任)	齋藤 浩一 (令和 7 年 3 月 31 日辞任)

令和7年度公園3か所の都市計画決定における住民説明会の開催について

「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に示す評価指標において、平和の森公園、京浜島ふ頭公園、京浜島防災広場は、防災機能の向上、公園不足改善など、隣接区域にとって重要性や整備効果が認められたため、都市計画公園の変更を行うための住民説明会を開催する。

1 都市計画法に基づく住民説明会（予定）

1) 説明会の日時と場所

日時 令和7年8月4日（月） 午後7時～午後8時

場所 大森スポーツセンター 小ホール

（住所：大森本町二丁目2番5号）

2) 説明会の周知方法

区報（7月21日号掲載予定）、区ホームページへの掲載、ビラ配布

2 今後のスケジュール（予定）

1) 令和7年10月 都市計画審議会 事前協議

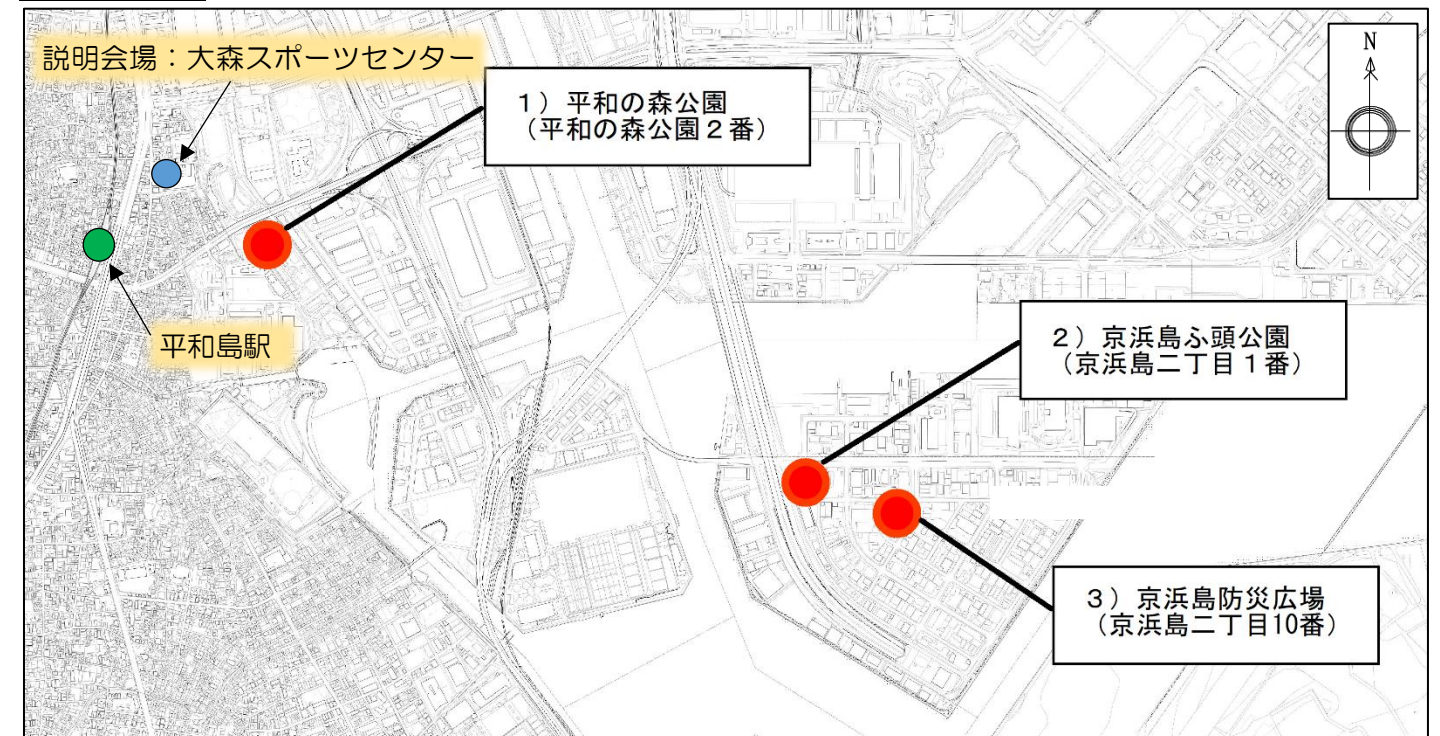
2) 令和8年1月 都市計画審議会 諮問

3) 令和8年2月 都市計画決定

4 各公園の概要

凡例 ：既存都市計画公園区域 ：新規都市計画公園区域

3 配置図



1) 平和の森公園

■都市計画公園名称 平和の森公園

■種別・番号 総合公園（第5・5・34号）

■所在地 現況 大田区平和の森公園2番 ⇒ 拡張後 大田区平和の森公園2番、平和島五丁目1番

■面積 現況 約10.5ha ⇒ 拡張後 約10.6ha

位置図



現況写真



2) 京浜島ふ頭公園

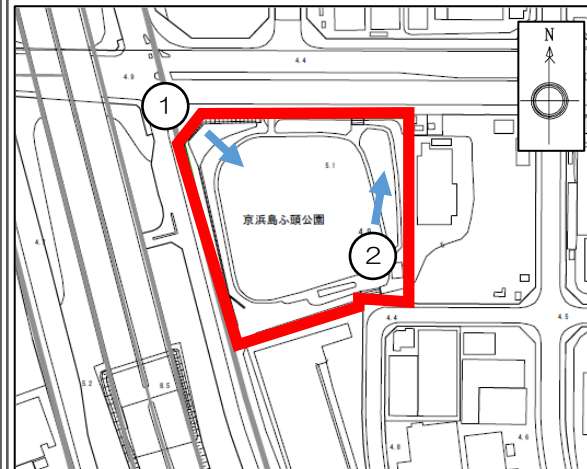
■都市計画公園名称 京浜島二丁目第一公園

■種別・番号 近隣公園（第3・3・132号）

■所在地 大田区京浜島二丁目1番

■面積 約1.2ha

位置図



現況写真



3) 京浜島防災広場

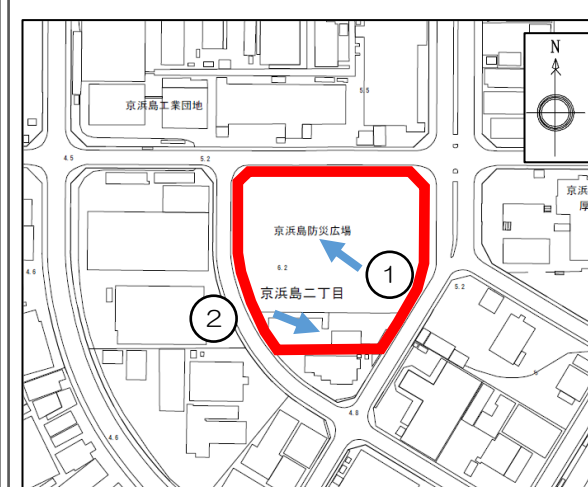
■都市計画公園名称 京浜島二丁目第二公園

■種別・番号 近隣公園（第3・3・133号）

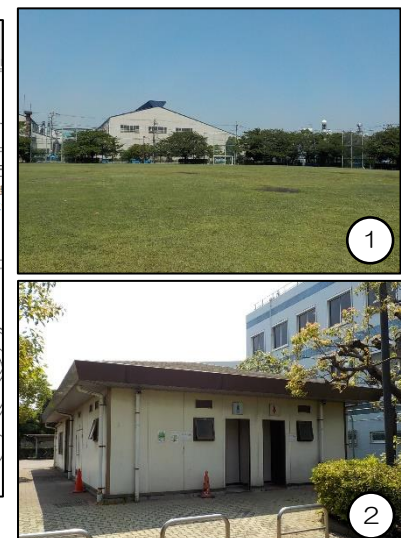
■所在地 大田区京浜島二丁目10番

■面積 約1.0ha

位置図



現況写真



「京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画原案説明会」の開催報告について

まちづくり環境委員会
令和7年6月23・24日
鉄道・都市づくり部 資料2番
所管 鉄道・都市づくり課

1 原案説明会開催結果の概要

1 日 時 ①令和7年5月 9日(金) 午後7時～午後8時30分

②令和7年5月11日(日) 午前10時30分～正午

2 場 所 蒲田地域庁舎5階 大会議室

3 参加者 97名

<内訳> ①5月 9日 47名

②5月11日 50名

【参考(都市計画素案説明会)】

計155名 (1月31日 79名
2月 2日 76名)

4 内 容 (1)第一種市街地再開発事業等に関する
都市計画原案の内容説明

(2)質疑応答



① 5月9日の様子



② 5月11日の様子

※原案説明会資料は、大田区HP(以下のURL、二次元コード)からご覧いただけます。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/keikyukamatanishiguti/keikama-kitachiku.html>



「京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画原案説明会」の開催報告について

5 説明会での主な質問・意見と回答の要旨 ①

●防災について

質問・意見(要旨)	区の回答(要旨)
具体的にどのようなことを行って防災性の向上を図るのか。	2階の共用部等に一時的に滞留できる空間を確保し、水害時には垂直避難ができるよう整備していくことに加え、広場にはかまどベンチやマンホールトイレ等防災設備を整備し、地域の防災拠点としての機能を有する地区の形成を目指す。
2階レベルで駅前と北地区を移動できるようになれば、防災性が更に向上すると思う。	更なる防災性の向上について、どのようなことができるのか、今後の参考とさせていただく。

●都市環境について

質問・意見(要旨)	区の回答(要旨)
北地区周辺の多くの建物は高くても13～14階建てであるが、計画建物を21階建てにする必要はあるのか。	北地区は、旧耐震建物が地区の6割を占めており、狭い生活道路が多く緊急車両の通行が困難といった防災上の課題に加え、小さい街区が多く共同化が難しい地区である。そこで、街区の統合が可能な市街地再開発事業を行うことにより、土地を有効的に活用することで空地を確保し防災性の向上を図る計画としたため、21階建てとなっている。
周辺の住環境に与える影響を少なくするよう考えてもらいたい。	周辺住民の皆様の住環境にできる限り配慮した計画となるよう検討していく。
風の軽減対策として、植樹以外の対策を考えてもらいたい。	現在の計画では、風の軽減対策として植樹で対応していくこととしている。今回いただいたご意見を参考とさせていただきながら、今後の風の軽減対策を検討していく。

「京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画原案説明会」の開催報告について

5 説明会での主な質問・意見と回答の要旨 ②

●にぎわい/回遊性について

質問・意見(要旨)	区の回答(要旨)
広場や貫通通路などの利用について、地域の方の意見を聞きながら検討していくのか。	京急蒲田西口の活性化に資するよう、あすと商店街や地域の関係団体の皆様と一緒に、広場や貫通通路などの使い方について検討していく。

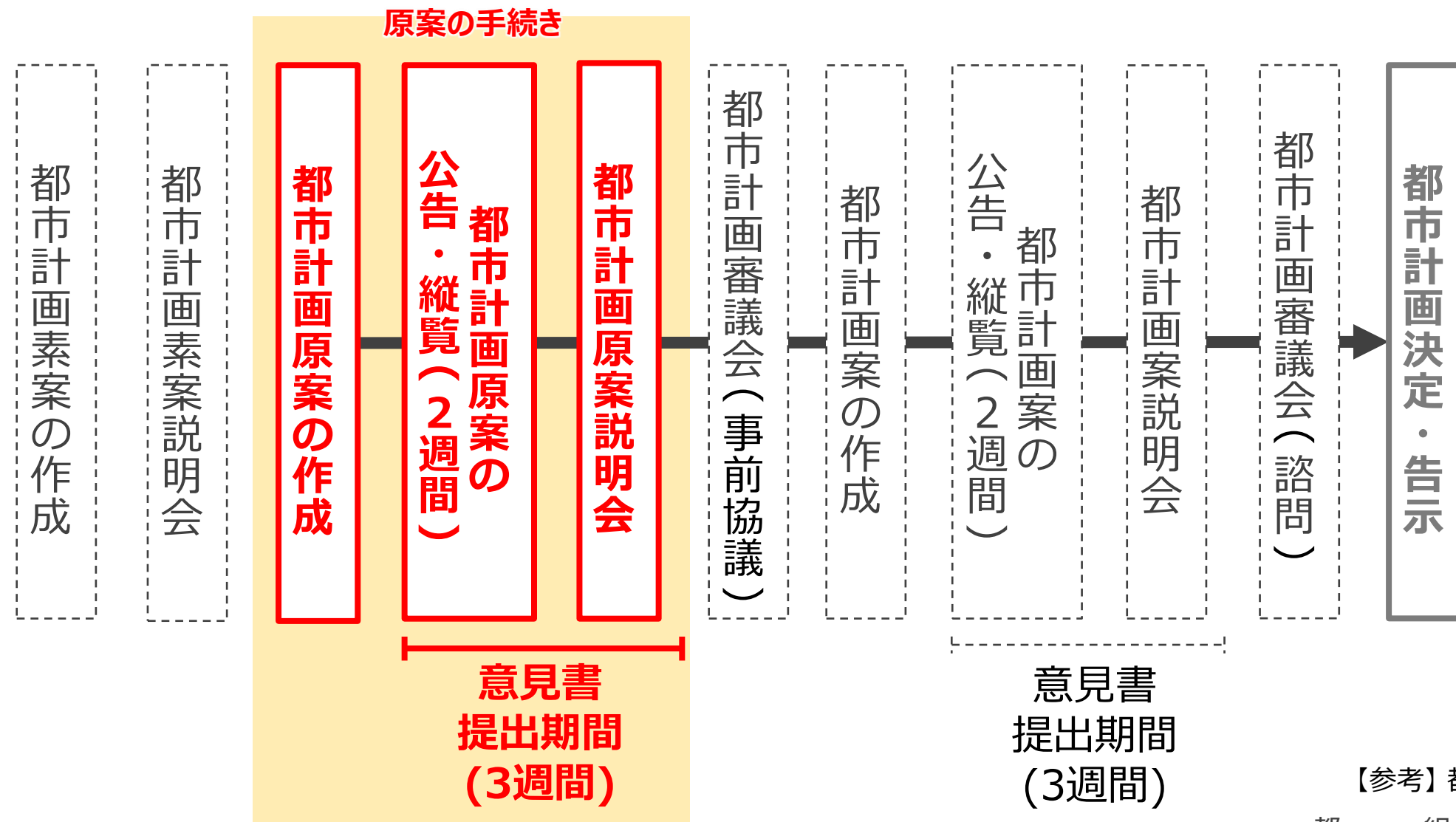
●その他

質問・意見(要旨)	区の回答(要旨)
具体的なスケジュールを教えてほしい。	都市計画手続きについて、法令を遵守して、順次進めている。都市計画が決定された後、工事の完了までは、7～10年程度の期間を要することが想定される。
北地区周辺に住んでいる者としては、防災性の観点から再開発事業を早く進めてもらいたいと考えているが、都市計画決定に向けて足枷になっていることはあるのか。	
雨天時に濡れないよう駅前のペDESTリアンデッキと計画建物までを屋根でつないでもらいたい。	再開発事業の区域外のことになってしまうが、雨対策としてどのようなことができるのか、今後の参考とさせていただく。
反対する地権者はいないのか。	概ね7割の同意が得られていると、準備組合から聞いている。引き続き、残りの地権者の方に対しても、ご理解・ご協力を得られるよう丁寧に進めていく。

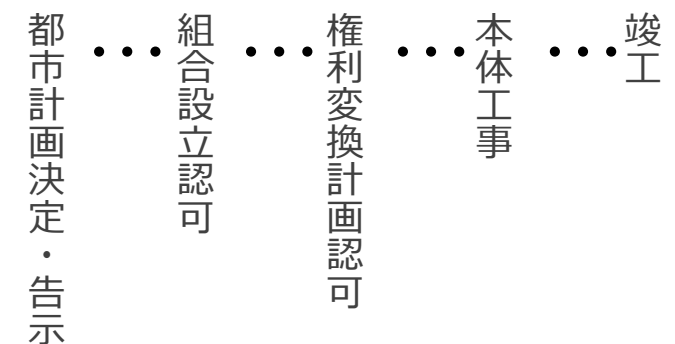
「京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関する都市計画原案説明会」の開催報告について

2 今後について

・・・都市計画決定までの流れ



【参考】都市計画決定以降の流れ



まちづくり環境委員会
令和7年6月 23 日・24 日
都市基盤整備部 資料2番
所管 都市基盤管理課

令和7年度大田区・第二消防方面合同水防訓練の実施報告について

1 目的

水防訓練は、水防法第32条の2に基づき、出水期を前に大田区水防管理団体、水防関係機関及び自治会・町会等の緊密な連携による総合的な水防活動能力の向上を図るために実施している。

2 実施日時

令和7年5月18日（日）午前10時から12時まで

3 会場

多摩川田園調布緑地（大田区田園調布四丁目46・47番地先）

4 参加者

総勢 約300名

大田区、第二消防方面本部、第二消防方面内各消防署、区内各消防団、自治会・町会（市民消火隊含む）、災害時支援ボランティア、大田建設協会、大田造園協会、東京都下水道局、IDS池上自動車教習所

5 来賓

合計 約70名

国会議員、都議会議員、区議会議員、大田区自治会連合会地区連合会長、田園調布消防署管内自治会・町会長、国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所長、東京都建設局、区内各警察署、田園調布消防署関係団体

6 主な訓練項目

- （1）監視警戒・道路の支障物（倒木）撤去
ドローンや区と消防署による現地確認・情報交換、造園協会による倒木撤去
- （2）越水・漏水防止訓練
積土のう工法、改良積土のう工法、大型土のう工法、連結水のう工法、釜段工法
- （3）家屋浸水防止訓練
段ボール箱、レジャーシート等を利用した浸水防止工法
- （4）排水活動訓練
大田区排水ポンプ車、消防団の可搬消防ポンプを活用した排水訓練
- （5）水難救助訓練
消防による増水した多摩川に転落した人の救助訓練
- （6）区民体験コーナー
土のう作成体験（大田区）・浸水時ドア開放不能体験（下水道局）
大田区・東京消防庁・東京都下水道局・IDS池上自動車教習所による展示

7 各工法等の活動写真

監視警戒（ドローン）



監視警戒（区・消防）



積土のう工法



大田区排水ポンプ車による排水活動訓練



大型土のう工法



水難救助訓練



大田区橋梁長寿命化修繕計画（案）

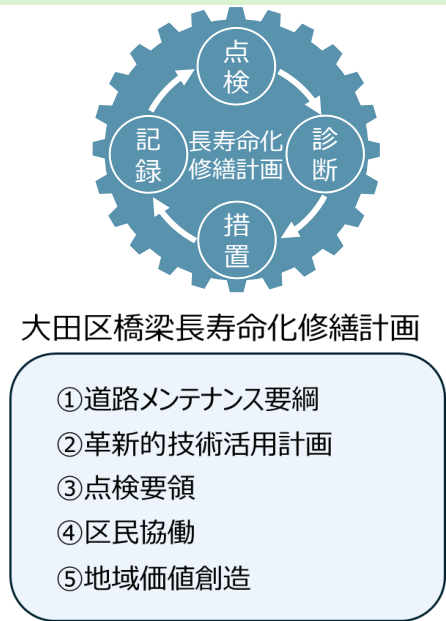
まちづくり環境委員会
令和7年6月23・24日
都市基盤整備部 資料 3
所管 都市基盤管理課

1 改定概要

区では平成21年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成26年度、令和元年度と改定し、この計画を運用することで、目標とする計画期間でのライフサイクルコストの縮減や維持管理水準を維持してきた。

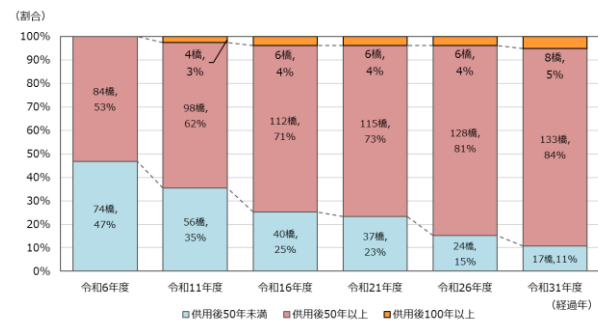
しかし、財政の制約に伴うコストの縮減をはじめ、労働者人口の減少による担い手不足、団塊世代の退職による技術の継承が課題となっている。

そこで今回の対応では、従来の①道路メンテナンス要綱を踏まえた計画に加えて、②労働力不足、コスト縮減の達成に向けた革新的技術を活用するための計画、③革新的技術の活用を前提とした点検要領、④区民の理解を図るための計画、⑤地域の価値を高める計画についても策定した。



2 大田区の橋梁概要

区が管理している橋梁は、令和7年3月末時点で158橋（公園管理橋は除く）あり、1960年代、1970年代の両年代に78橋が整備されている。また、建設後50年を経過する橋梁は全体の53%を占め、25年後の令和31年度末には89%となり、そのうち5%は建設後100年を迎えることになる。



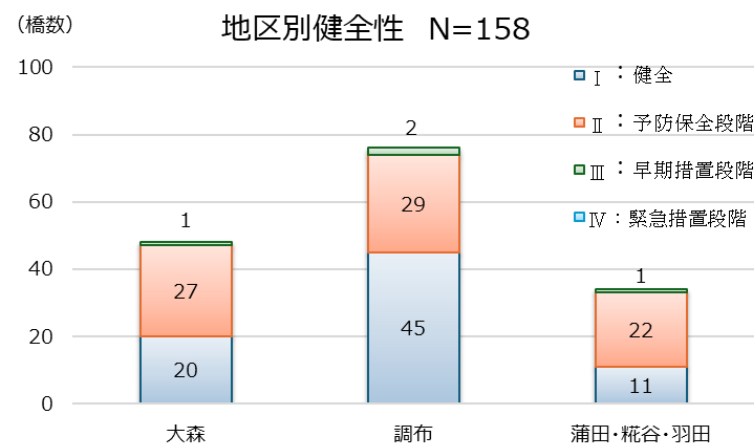
3 橋梁の健全性

令和2年度から令和6年度までに実施した、4巡目の点検結果では、各地区にそれぞれ、早期の措置が必要とされる健全性Ⅲの橋があるが、それ以外の橋梁については、健全もしくは予防保全段階の橋梁と判定されている。

なお、健全性Ⅲとなった橋梁は次の通りである。

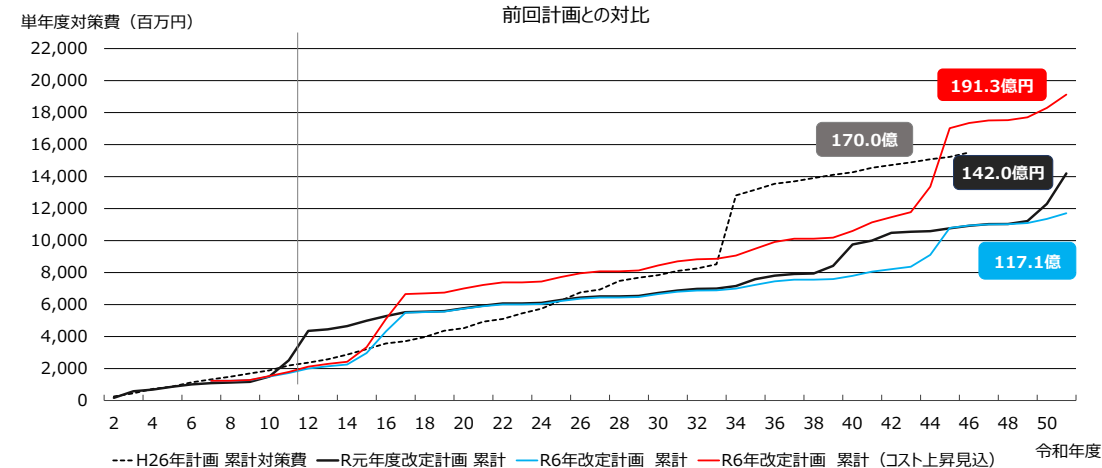
大森地区：平和島歩道橋
調布地区：東原橋、美富士橋（JR跨線橋）
蒲田・糎谷羽田地区：稲荷橋（海老取川）

なお、東原橋、美富士橋、稲荷橋の3橋については、令和7年度予算において修繕工事費の予算措置済となっており、平和島歩道橋は令和8年度以降に修繕を計画する。



4 長寿命化修繕計画による効果予測

平成26年度に策定した50年間の維持管理コストの予測に対して、これまでの対策費（点検、修繕費等）踏まえて、その効果について検証した結果、令和元年度に策定した予測を下回る結果にはなったが、これに年率3%のコスト上昇を見込むと、平成26年度に策定した予測を上回る結果となる。今後は、更なるコスト縮減の対応が必要である。



5 革新的技術活用

これまでの点検では、近接目視点検を前提とした点検要領となっているため、ドローンやAI等の革新的技術の活用があまりなされない要因の一つとなっていた。このため、新たな検要領を作成し、革新的技術の活用を図ることで、維持管理コストの縮減、担い手不足、技術の継承の縮減に対する課題への対応を図る。

ただし、最終的な診断判定（健全性判定）については、技術者により判定する。

6 区民協働

昨今の人口減少、高齢者人口の増大に伴う社会保障費の増加が予測されるなか、長寿命化修繕計画に基づく維持管理コストの縮減のみでは維持管理が立ち行かなくなる可能性がある。そこで、橋のみならずインフラが直面している状況や、区の取り組みについて区民に向けた情報の発信のみならず、スマートフォンとAIを組み合わせた区民参加型の点検システムの構築について検討し、AIの技術開発にもつなげる。

区民にインフラの重要性について関心をもってもらう

区民から早期通報によって予防保全を促進する

区民協働による点検活動で従来の点検委託費を縮減・担い手を確保できるようになる

7 地域価値創造

区で管理する158橋のうち、108橋は個別計画の「グランドデザイン」、「グランドビジョン」、「まちづくりガイドライン」、「大田区景観ガイドライン」に該当する。このため、修繕工事を進める際には、これらに準拠して設計、工事を進める必要があることから、橋梁長寿命化修繕計画の一部に位置づけた。

カテゴリー	カテゴリー-A	カテゴリー-B	カテゴリー-C
対象	グランドデザイン、グランドビジョン、まちづくりガイドラインが策定されている地域に属する橋梁	景観形成重点地区に属する橋梁（カテゴリー-Aは除く）	その他の橋梁
橋梁数	45橋	63橋	50橋
検討体制	景観アドバイザー会議、景観審議会対象 + 区民協働による検討	景観アドバイザー会議	最小限必要な配慮

大田区橋梁耐震整備計画（案）

1 改定概要

区では平成19年度に橋梁耐震整備計画（案）を策定し、平成23年度、平成26年度、令和元年度と3回にわたって整備実績等を踏まえて改定し、既設橋梁に対する耐震補強や架替え等を計画的に進めてきた。

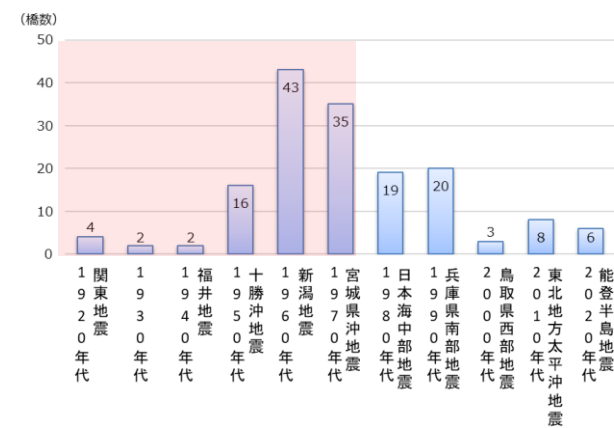
地震発生時において第一に優先すべきことは、人命の安全確保であり、そのためには避難できる道路ネットワークを確保する必要がある。そこで、本改定では、発災後に重要な橋梁を選定するためにシミュレーション解析を実施し、反映させた。

2 大田区の橋梁概要と地震による被害事例

区が管理している橋梁は、令和7年3月末時点で158橋（公園管理橋は除く）あり、1960年代の新潟地震、1970年代の宮城県沖地震が発生した両年代には78橋が整備されている。両年代に架橋された橋梁に対する耐震上の課題は次の通りである。

新潟地震：地盤の液状化や落橋防止構造を見込んでいなかった。

宮城県沖地震：液状化による地盤強度への影響、変形を伴わない破壊の防止に対応していない。



3 段階的な耐震整備

区で管理している橋梁の約半数は、上部構造の落橋等に対する致命的な事態が発生する可能性が高いことから、次の3つの段階を設けて耐震整備を進める。ただし、落橋対策のみでは十分な効果が得られない場合に対しては、他の耐震整備も同時に進める。

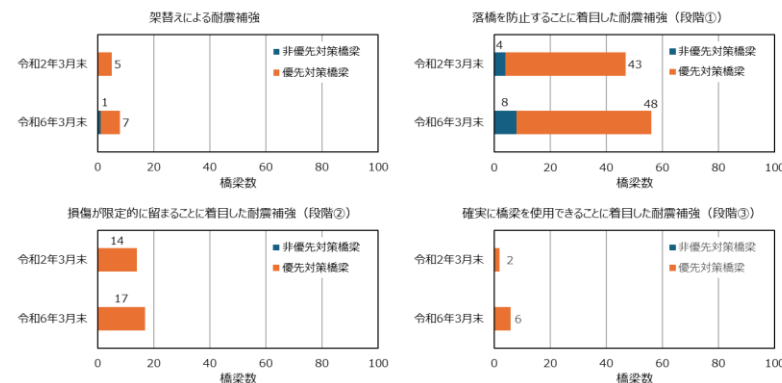
第一段階：落橋防止の整備（段階① STEP1）

第二段階：損傷を限定的に留める整備（段階② STEP2）

第三段階：確実な整備（段階③ STEP3）

4 耐震整備計画に対する進捗

区が管理している158橋のうち、新設した2橋を除いて、令和元年度の耐震整備計画に対する進捗状況は次の通りである。なお、架替え整備、段階①、段階②、段階③にまとめて示す。

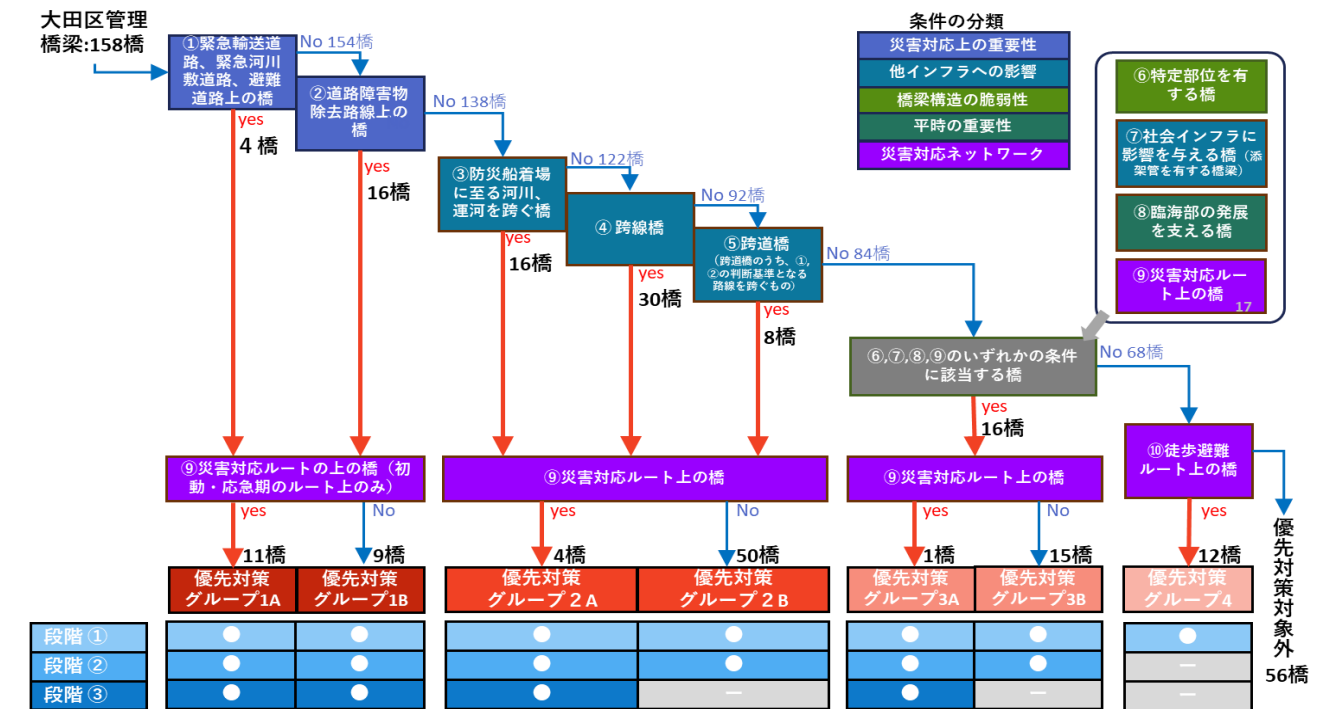


5 優先整備橋梁の選定

耐震整備は、優先順位を設けて順次整備を進めることで、発災後において効果的に道路ネットワークを機能させる。優先対策橋梁の選定にあたっては、次の10項目に着目し、位置付けた。なお、所定の耐震性能が確保できていることが確認できた場合には、耐震整備は実施しない。

【選定項目】

①緊急輸送道路、緊急河川敷道路、避難道路上にある橋、②道路障害物除去路線にある橋（大田区地域防災計画）、③防災船着場に至る河川、運河を跨ぐ橋、④跨線橋、⑤跨道橋、⑥損傷が生じやすい部位を有する橋、⑦社会インフラに影響を与える橋、⑧臨海部の発展を支える橋、⑨災害対応業務に必要な道路利用における経路上の橋、⑩区民の徒歩避難行動における経路上の橋



6 今後の耐震整備が必要な橋梁数

今後の耐震整備が必要な橋梁数は、優先対策橋梁102橋のうち69橋となり、その内訳を下表に示す。

優先対策グループ			目標整備段階	橋梁数		
グループ名称	グループ基準 1	グループ基準 2		今後の整備対象橋梁数	整備済み※	合計
グループ1A	緊急輸送路等(①,②)に該当	⑨のうち、初動・応急期のルート上	段階③まで	9橋	2橋	11橋
グループ1B		初動・応急対応ルート外	段階③まで	7橋	2橋	9橋
グループ2A	防災船着場に至る河川等を跨ぐ、	⑨災害対応ルート上に該当	段階③まで	4橋	0橋	4橋
グループ2B	跨線橋、跨道橋(③,④,⑤)に該当	災害対応ルート外	段階②まで	25橋	25橋	50橋
グループ3A		⑨災害対応ルート上に該当	段階③まで	0橋	1橋	1橋
グループ3B	⑥,⑦,⑧,⑨いずれかに該当	災害対応ルート外	段階②まで	13橋	2橋	15橋
グループ4	⑩徒歩避難ルートに該当	グループ4すべて	段階①のみ	11橋	1橋	12橋
				優先対策橋梁計		102橋
				(優先対策対象外)		56橋

※工事中及び工事対象部位無しを含む

まちづくり環境委員会
令和7年6月23, 24日
都市基盤整備部 資料4番
所管 公園課

区立公園での花火利用の試行実施について

1 目的

これまで区では、公園での花火利用については、近隣への迷惑となることから、多摩川河川敷の一部（国の管轄地）を除き、禁止してきた経緯がある。今回、一定のルールを決めたうえで、一部公園において試行として実施することで、公園での花火利用の効果や課題を把握するとともに、公園の魅力を高めることを目的とする。

2 実施する公園

区立公園 53箇所（予定）

※試行中、危険な行為・迷惑行為などがあった公園は中止する。

3 試行実施期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月17日(日)までの17日間

午後6時から午後8時30分まで（準備・片づけ含む）

4 参加方法及び注意事項

- ・1グループ5人程度・子供を含む場合は必ず大人が付き添うこと
- ・使用できるのは手持ち花火のみ・火消用バケツ、ゴミ袋を持参
- ・花火を振り回すなどの危険な行為の禁止 など

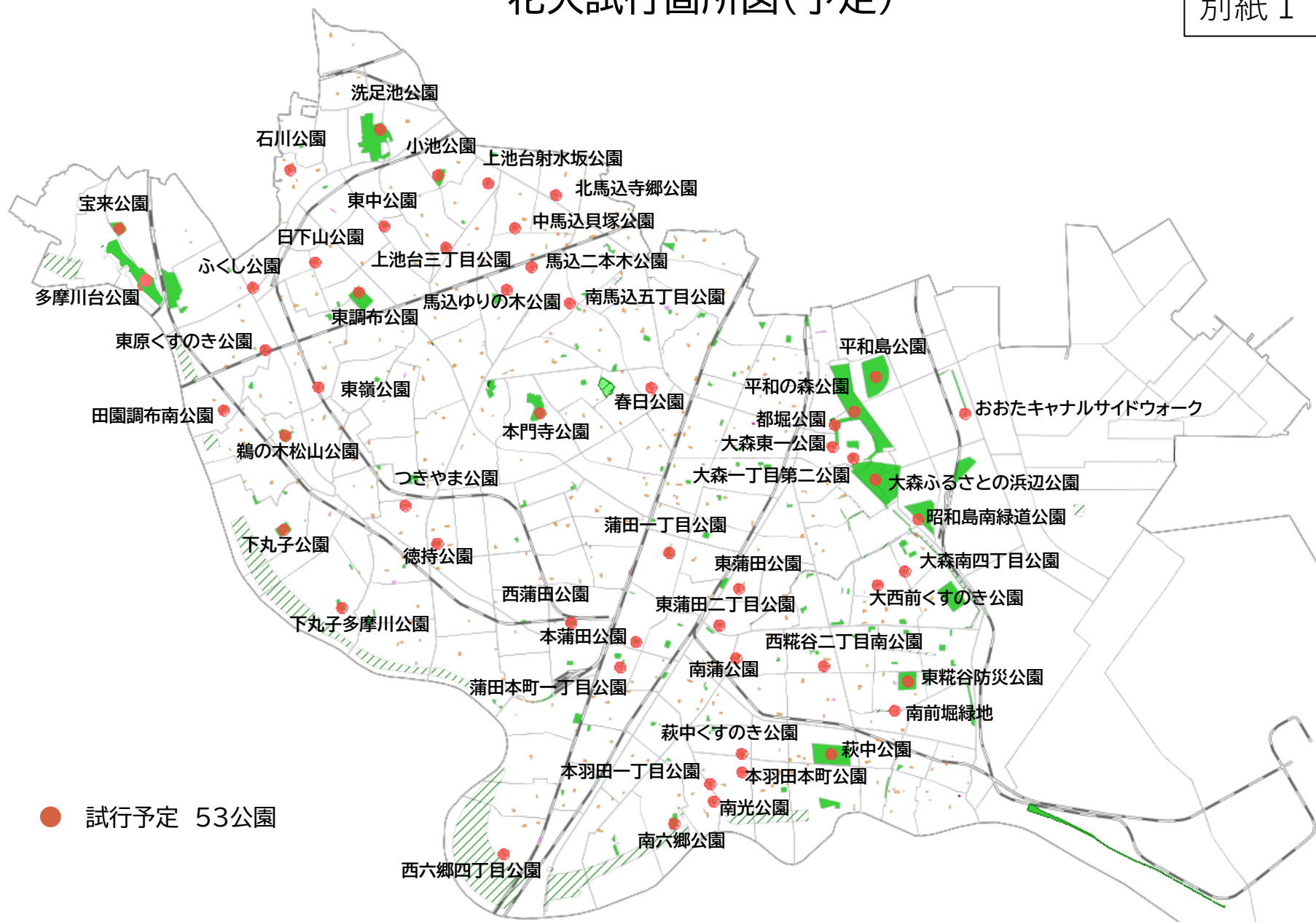
5 周知方法

区HP・SNSや現地への掲示、地域へのお知らせ、区立小中学校等での周知を行う予定

6 今後について

今回の試行では、アンケート調査を予定しており、その結果を今後の公園の利活用に関する検討材料としていく予定である。

別紙 1



花火試行予定公園リスト

1)地域基盤整備第一課 管内
計 18公園2)地域基盤整備第二課 管内
計 19公園3)地域基盤整備第三課 管内
計 16公園

おおたキャナルサイドウォーク公園	蒲田一丁目公園	石川公園
大森東一公園	蒲田本町一丁目公園	鵜の木松山公園
大森東一丁目第二公園	下丸子公園	上池台射水坂公園
大森南四丁目公園	下丸子多摩川公園	上池台三丁目公園
大森ふるさとの浜辺公園	南光公園	小池公園
大四前くすのき公園	南蒲公園	洗足池公園
春日公園	西蒲田公園	多摩川台公園
北馬込寺郷公園	西糀谷二丁目南公園	つきやま公園
昭和島南緑道公園	西六郷四丁目公園	田園調布南公園
徳持公園	萩中公園	東中公園
中馬込貝塚公園	萩中くすのき公園	東調布公園
平和島公園	東蒲田公園	東原くすのき公園
平和の森公園	東蒲田二丁目公園	東嶺公園
本門寺公園	東糀谷防災公園	日下山公園
馬込二本木公園	本蒲田公園	ふくし公園
馬込ゆりの木公園	本羽田一丁目公園	宝来公園
南馬込五丁目公園	本羽田本町公園	
都堀公園	南六郷公園	
	南前堀緑地	

公園でアンケートはこちら→

二次元
コード
(7月初旬
より)

手持ち花火を楽しもう！

公園での手持ち花火の利用を、試験的に実施します！

また、利用に関するアンケート調査を行い、いただいたご意見を参考に今後のご利用について検討いたします。

いつ 令和7年8月1日(金)～令和7年8月17日(日)

じかん 18時00分～20時30分(準備・片付け含む)

どこで 区内の決められた公園(詳細二次元コード参照)

花火をするためのやくそく

- ・おとなの人といっしょに、5人くらいまでのグループで
- ・じぶんで手持ち花火、水入りバケツ、
ごみぶくろを用意する

注意事項(おうちの人といっしょにかくにん)

- ・バケツに水を入れて用意する
- ・火が燃え移る可能性のある場所
(芝生地、植込み地付近)では行わない
- ・花火等のごみは、すべて持ち帰る
- ・打ち上げ花火やロケット花火など、
音の鳴る花火や飛ぶ花火は禁止
- ・花火を持って、走り回らない、振り回さない
- ・使用後は、花火を消火し、周囲を含めて安全確認をする
- ・近隣住民や公園利用者に迷惑としないようにする
- ・公園ごとの実施可能なエリアは、現地を確認してください



※上記注意事項が守られない場合は、
利用中止の可能性あります。

お問い合わせ 大田区都市基盤整備部公園課 03-6715-1825

二次元
コード
(7月初旬
より)